

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	仙台医療福祉専門学校
設置者名	学校法人 北杜学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
商業実務専門課程	医療事務総合学科	夜・通信	(新) 390 時間 (旧) 600 時間	160 時間	
	医療事務学科	夜・通信	390 時間	80 時間	
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	夜・通信	1,756 時間	160 時間	
	社会福祉学科	夜・通信	490 時間	160 時間	
(備考) 医療事務総合学科：教育課程の変更の途上 新課程（今年度の1年次開講分）： 390 時間 旧課程（今年度の2年次開講分）： 600 時間					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://sif.ac.jp/disclosure/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	仙台医療福祉専門学校
設置者名	学校法人 北杜学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校法人北杜学園ホームページ 北杜学園概要 情報公開 役員等名簿 1 ページ参照 https://hokuto.ac.jp/overview/disclosure.html

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	前仙台市副市長	令和7年5月30日 ～ 選任後2年以内に 終了する会計年度 のうち最終のもの に関する定時評議 員会の終結の時	組織運営体制への チェック機能
非常勤	株式会社 代表取締役社長		経営戦略の策定
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	仙台医療福祉専門学校
設置者名	学校法人 北杜学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<授業計画(シラバス)の作成過程> 【1. 教育課程に沿い、下記の内容を記載する。】 科目名、担当教員、対象学科、実務経験授業科目の有無、必修・選択の別、配当年次、開講時期、授業形態、単位数、授業時間数、授業回数、評価の方法、テキスト・参考文献、授業概要、到達目標 【2. 到達目標が実現できるように、授業コマ数毎にテーマ・授業内容を具体的かつ明確に記載する。】 <受講計画の作成・公表時期> 【1. 作成時期】 授業開始年度の前年度までとする。 【2. 公表時期】 授業開始日の前日までとする。	
授業計画書の公表方法	https://sif.ac.jp/disclosure/

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績は筆記試験の他にレポート、実習、実技、平常点（出席状況および授業態度）等を加味し、総合的に評価する。

【試験の種類】

1) 定期試験

前期末および後期末の2回、全学的に一定の試験期間を設けて行う試験である。試験実施科目、時間割等については、各定期試験の一週間前までに発表する。試験時間は原則として一科目 50 分とする。

2) レポート試験

科目によって試験を実施せず、レポート提出によって試験に替える場合がある。

3) 追試験

受験資格のある者が当日やむを得ない理由（病気・公認欠席）で欠席した場合実施される。欠席した理由によっては、減点となる場合がある。

・公認欠席は取得点の 100/100 点とする。

・病気その他の欠席は取得点の 90/100 点とする。

4) 再試験

科目の評価が合格点に達しない場合、本人の願書を受け、許可した場合に実施する。なお、試験で合格点に達しない者は、その科目は修得できない。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各科目の五段階評定は絶対評価とし、不合格のみを「1」とする。科目の五段階評定は次の基準による。

(1) 商業実務専門課程

	合 格				不合格
評価	100～85	84～70	69～50	49～40	39～0
評定	5	4	3	2	1

(2) 教育・社会福祉専門課程

	合 格				不合格
評価	100～85	84～75	74～65	64～60	59～0
評定	5	4	3	2	1

(3) 総合評価は評定平均値を基準に次の五段階とする。

評定平均値	5.0～4.0	3.9～3.5	3.4～3.0	2.9～2.5	2.4～1.0
総合評価	A	B	C	D	E

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://sif.ac.jp/disclosure/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
1. 進級ならびに卒業認定は、それぞれの認定会議を経て校長がこれを行う。	
2. 2年課程における第1学年から第2学年への進級認定は次の基準による。	
(1) 当該学年の出席すべき日数の3/4以上の出席	
(2) 当該学年の修得科目の合計時間数が800時間以上とし、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、当該学年で履修指定されている資格取得にかかわる厚労省指定科目を含むものとする。	
(3) 授業料等の納付金を完納していること。	
3. 所定の全課程を修了したことを認められる者には卒業を認定する。認定基準は次のとおり。	
(1) 1年課程にあっては第1学年、2年課程にあっては最終学年の出席すべき日数の3/4以上を出席していること。	
(2) 修得科目の合計時間数は、1年課程にあっては800時間以上、2年課程にあっては1,700時間以上とする。ただし、2年課程の各学年の1年間の時間数は、800時間以上とする。また、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、資格にかかわる厚労省指定科目の全科目を含むものとする。	
(3) 授業料等の納付金を完納していること。	
4. 卒業を認定され、かつ2年間で1,700時間以上の科目時間数を修得した者には「専門士」の称号を与える。	
5. 進級および卒業に必要な補講が年度内または卒業式前日までに終了しない場合は、その理由が妥当と判断される場合に限り、補講が完了するまで仮進級および卒業延期とする。ただし、その期間の仮進級は6月末まで、卒業延期は年度末までを原則とする。	
6. 休学による原級留置者の出席日数および出席授業時数に関しては、前年度分を考慮することがある。	
7. 学業劣等で成業の見込みのない者、または正当な理由がなく出席が常でない者が再入学を願い出た場合、校長はこれを許可する場合がある。 再入学願い出のない者については学則による自主退学となる。	
8. 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://sif.ac.jp/disclosure/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	仙台医療福祉専門学校
設置者名	学校法人 北杜学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	仙台医療福祉専門学校ホームページ 本校について 情報公開 学校評価関係 北杜学園 事業報告 「令和6年度 事業報告書 学校法人北杜学園」 貸借対照表：16 ページ、収支計算書：13 ページ、財産目録：19 ページ、監事による監査報告書：20 ページ参照 https://sif.ac.jp/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務 専門課程	医療事務総合学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	1, 700 単位時間	1, 365 単位時間	450 単位時間	400 単位時間	0 単位時間	15 単位時間
			2, 230 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
140 人		85 人	0 人	4 人	18 人	22 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・養成年限の中で、目指すべき専門職業に直結したカリキュラム編成を行う。そのカリキュラムに基づき、教科目毎に到達目標が達成できるよう、授業方法及び内容を示した授業計画（シラバス）を作成し、ホームページに公表する。 ・年度開始時に担任より、年間の授業運営計画（時間割等）が示され、これに基づき、学科運営を行う。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績は筆記試験の他にレポート、実習、実技、平常点（出席状況および授業態度）等を加味し、総合的に評価する。 【試験の種類】 1) 定期試験 前期末および後期末の2回、全学的に一定の試験期間を設けて行う試験である。試験実施科目、時間割等については、各定期試験の一週間前までに発表する。試験時間は原則として一科目 50 分とする。 2) レポート試験 科目によって試験を実施せず、レポート提出によって試験に替える場合がある。 3) 追試験 受験資格のある者が当日やむを得ない理由（病気・公認欠席）で欠席した場合実施される。欠席した理由によっては、減点となる場合がある。 ・公認欠席は取得点の 100/100 点とする。 ・病気その他の欠席は取得点の 90/100 点とする。 4) 再試験 科目の評価が合格点に達しない場合、本人の願書を受け、許可した場合に実施する。なお、試験で合格点に達しない者は、その科目は修得できない。

卒業・進級の認定基準
(概要) 1. 進級ならびに卒業認定は、それぞれの認定会議を経て校長がこれを行う。 2. 2年課程における第1学年から第2学年への進級認定は次の基準による。 (1) 当該学年の出席すべき日数の3/4以上の出席 (2) 当該学年の修得科目の合計時間数が800時間以上とし、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、当該学年で履修指定されている資格取得にかかわる厚労省指定科目を含むものとする。 (3) 授業料等の納付金を完納していること。 3. 所定の全課程を修了したことを認められる者には卒業を認定する。認定基準は次のとおり。 (1) 1年課程にあっては第1学年、2年課程にあっては最終学年の出席すべき日数の3/4以上を出席していること。 (2) 修得科目の合計時間数は、1年課程にあっては800時間以上、2年課程にあっては1,700時間以上とする。ただし、2年課程の各学年の1年間の時間数は、800時間以上とする。また、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、資格にかかわる厚労省指定科目の全科目を含むものとする。 (3) 授業料等の納付金を完納していること。 4. 卒業を認定され、かつ2年間で1,700時間以上の科目時間数を修得した者には「専門士」の称号を与える。 5. 進級および卒業に必要な補講が年度内または卒業式前日までに終了しない場合は、その理由が妥当と判断される場合に限り、補講が完了するまで仮進級および卒業延期とする。ただし、その期間の仮進級は6月末まで、卒業延期は年度末までを原則とする。 6. 休学による原級留置者の出席日数および出席授業時数に関しては、前年度分を考慮することがある。 7. 学業劣等で成業の見込みのない者、または正当な理由がなく出席が常でない者が再入学を願い出た場合、校長はこれを許可する場合がある。 再入学願い出のない者については学則による自主退学となる。 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。 8. 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。
学修支援等
(概要) 担任制を採用することにより、きめ細やかな指導や状況把握を行っている。学科内教員・事務局・学生相談室・保護者との連携のもと、資格取得、実習、就職等に向けての効果的な支援を心掛けている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
43 人 (100.0%)	0 人 (0.0%)	40 人 (93.0%)	3 人 (7.0%)
（主な就職、業界等） 病院医院、歯科医院、調剤薬局、医療関連企業			
（就職指導内容） 就職ガイダンス、就職セミナー、模擬面接			
（主な学修成果（資格・検定等）） 診療報酬請求事務能力認定試験、医師事務作業補助技能認定試験、調剤報酬請求事務専門士検定 2～3 級、ホスピタルコンシェルジュ検定 3 級、医療事務技能審査試験、医事コンピュータ技能検定 2～3 級、電子カルテ実技検定試験、秘書技能検定 2～3 級、Excel 表計算処理技能認定試験 2～3 級、PowerPoint プレゼンテーション技能認定試験初級、文書処理能力検定 2～3 級			
（備考）（任意記載事項） 教育課程の変更途上のため、1 年次は新課程、2 年次は旧課程			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
90 人	5 人	5.6%
（中途退学の主な理由） 進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） オリエンテーション時における職業の意識付け、個人面談、交流会等のイベント、相談室の活用		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務 専門課程	医療事務学科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1 年	昼	905 単位時間	540 単位時間	285 単位時間	160 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
			985 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
30 人		19 人	0 人	1 人	11 人	12 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） ・養成年限の中で、目指すべき専門職業に直結したカリキュラム編成を行う。そのカリキュラムに基づき、教科目毎に到達目標が達成できるよう、授業方法及び内容を示した授業計画（シラバス）を作成し、ホームページに公表する。 ・年度開始時に担任より、年間の授業運営計画（時間割等）が示され、これに基づき、学科運営を行う。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 成績は筆記試験の他にレポート、実習、実技、平常点（出席状況および授業態度）等を加味し、総合的に評価する。 【試験の種類】 1) 定期試験 前期末および後期末の2回、全学的に一定の試験期間を設けて行う試験である。試験実施科目、時間割等については、各定期試験の一週間前までに発表する。試験時間は原則として一科目50分とする。 2) レポート試験 科目によって試験を実施せず、レポート提出によって試験に替える場合がある。 3) 追試験 受験資格のある者が当日やむを得ない理由（病気・公認欠席）で欠席した場合実施される。欠席した理由によっては、減点となる場合がある。 ・公認欠席は取得点の100/100点とする。 ・病気その他の欠席は取得点の90/100点とする。 4) 再試験 科目の評価が合格点に達しない場合、本人の願書を受け、許可した場合に実施する。なお、試験で合格点に達しない者は、その科目は修得できない。	

卒業・進級の認定基準
(概要) 1. 進級ならびに卒業認定は、それぞれの認定会議を経て校長がこれを行う。 2. 2年課程における第1学年から第2学年への進級認定は次の基準による。 (1) 当該学年の出席すべき日数の3/4以上の出席 (2) 当該学年の修得科目の合計時間数が800時間以上とし、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、当該学年で履修指定されている資格取得にかかわる厚労省指定科目を含むものとする。 (3) 授業料等の納付金を完納していること。 3. 所定の全課程を修了したことを認められる者には卒業を認定する。認定基準は次のとおり。 (1) 1年課程にあっては第1学年、2年課程にあっては最終学年の出席すべき日数の3/4以上を出席していること。 (2) 修得科目の合計時間数は、1年課程にあっては800時間以上、2年課程にあっては1,700時間以上とする。ただし、2年課程の各学年の1年間の時間数は、800時間以上とする。また、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、資格にかかわる厚労省指定科目の全科目を含むものとする。 (3) 授業料等の納付金を完納していること。 4. 卒業を認定され、かつ2年間で1,700時間以上の科目時間数を修得した者には「専門士」の称号を与える。 5. 進級および卒業に必要な補講が年度内または卒業式前日までに終了しない場合は、その理由が妥当と判断される場合に限り、補講が完了するまで仮進級および卒業延期とする。ただし、その期間の仮進級は6月末まで、卒業延期は年度末までを原則とする。 6. 休学による原級留置者の出席日数および出席授業時数に関しては、前年度分を考慮することがある。 7. 学業劣等で成業の見込みのない者、または正当な理由がなく出席が常でない者が再入学を願い出た場合、校長はこれを許可する場合がある。 再入学願い出のない者については学則による自主退学となる。 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。 8. 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。
学修支援等
(概要) 担任制を採用することにより、きめ細やかな指導や状況把握を行っている。学科内教員・事務局・学生相談室・保護者との連携のもと、資格取得、実習、就職等に向けての効果的な支援を心掛けている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
15 人 (100.0%)	0 人 (0.0%)	13 人 (86.7%)	2 人 (13.3%)
（主な就職、業界等） 病医院、歯科医院、調剤薬局			
（就職指導内容） 就職ガイダンス、就職セミナー、模擬面接			
（主な学修成果（資格・検定等）） 医療事務技能審査試験、医事コンピュータ技能検定 3 級、秘書技能検定 2～3 級、日本歯科医師会認定乙種第二歯科助手、Excel 表計算処理技能認定試験 3 級、文書処理能力検定 3 級、看護補助技能認定			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
16 人	1 人	6.3%
（中途退学の主な理由） 進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） オリエンテーション時における職業の意識付け、個人面談、交流会等のイベント、相談室の活用		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	1,966 単位時間	972 単位時間	568 単位時間	456 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
			1,996 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人		134 人	54 人	6 人	15 人	21 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） ・養成年限の中で、目指すべき専門職業に直結したカリキュラム編成を行う。そのカリキュラムに基づき、教科目毎に到達目標が達成できるよう、授業方法及び内容を示した授業計画（シラバス）を作成し、ホームページに公表する。 ・年度開始時に担任より、年間の授業運営計画（時間割等）が示され、これに基づき、学科運営を行う。	
成績評価の基準・方法	
（概要） 成績は筆記試験の他にレポート、実習、実技、平常点（出席状況および授業態度）等を加味し、総合的に評価する。 【試験の種類】 1) 定期試験 前期末および後期末の2回、全学的に一定の試験期間を設けて行う試験である。試験実施科目、時間割等については、各定期試験の一週間前までに発表する。試験時間は原則として一科目50分とする。 2) レポート試験 科目によって試験を実施せず、レポート提出によって試験に替える場合がある。 3) 追試験 受験資格のある者が当日やむを得ない理由（病気・公認欠席）で欠席した場合実施される。欠席した理由によっては、減点となる場合がある。 ・公認欠席は取得点の100/100点とする。 ・病気その他の欠席は取得点の90/100点とする。 4) 再試験 科目の評価が合格点に達しない場合、本人の願書を受け、許可した場合に実施する。なお、試験で合格点に達しない者は、その科目は修得できない。	

卒業・進級の認定基準
(概要) 1. 進級ならびに卒業認定は、それぞれの認定会議を経て校長がこれを行う。 2. 2年課程における第1学年から第2学年への進級認定は次の基準による。 (1) 当該学年の出席すべき日数の3/4以上の出席 (2) 当該学年の修得科目の合計時間数が800時間以上とし、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、当該学年で履修指定されている資格取得にかかわる厚労省指定科目を含むものとする。 (3) 授業料等の納付金を完納していること。 3. 所定の全課程を修了したことを認められる者には卒業を認定する。認定基準は次のとおり。 (1) 1年課程にあっては第1学年、2年課程にあっては最終学年の出席すべき日数の3/4以上を出席していること。 (2) 修得科目の合計時間数は、1年課程にあっては800時間以上、2年課程にあっては1,700時間以上とする。ただし、2年課程の各学年の1年間の時間数は、800時間以上とする。また、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、資格にかかわる厚労省指定科目の全科目を含むものとする。 (3) 授業料等の納付金を完納していること。 4. 卒業を認定され、かつ2年間で1,700時間以上の科目時間数を修得した者には「専門士」の称号を与える。 5. 進級および卒業に必要な補講が年度内または卒業式前日までに終了しない場合は、その理由が妥当と判断される場合に限り、補講が完了するまで仮進級および卒業延期とする。ただし、その期間の仮進級は6月末まで、卒業延期は年度末までを原則とする。 6. 休学による原級留置者の出席日数および出席授業時数に関しては、前年度分を考慮することがある。 7. 学業劣等で成業の見込みのない者、または正当な理由がなく出席が常でない者が再入学を願い出た場合、校長はこれを許可する場合がある。 再入学願い出のない者については学則による自主退学となる。 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。 8. 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。
学修支援等
(概要) 担任制を採用することにより、きめ細やかな指導や状況把握を行っている。学科内教員・事務局・学生相談室・保護者との連携のもと、資格取得、実習、就職等に向けての効果的な支援を心掛けている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
52 人 (100.0%)	0 人 (0.0%)	52 人 (100.0%)	0 人 (0.0%)
（主な就職、業界等） 老人福祉施設、障害者支援施設、病院、福祉関連企業			
（就職指導内容） 就職ガイダンス、就職セミナー、模擬面接			
（主な学修成果（資格・検定等）） 介護福祉士受験資格、レクリエーション・インストラクター			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
127 人	5 人	3.9%
（中途退学の主な理由） 進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） クラス交流会、定期及び臨時の個別面談、学生相談室、ショートホームルームを毎朝実施		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	社会福祉学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	1, 850 単位時間	1, 180 単位時間	290 単位時間	240 単位時間	0 単位時間	180 単位時間
			1, 890 単位時間				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人		54 人	0 人	3 人	15 人	18 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・養成年限の中で、目指すべき専門職業に直結したカリキュラム編成を行う。そのカリキュラムに基づき、教科目毎に到達目標が達成できるよう、授業方法及び内容を示した授業計画（シラバス）を作成し、ホームページに公表する。 ・年度開始時に担任より、年間の授業運営計画（時間割等）が示され、これに基づき、学科運営を行う。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績は筆記試験の他にレポート、実習、実技、平常点（出席状況および授業態度）等を加味し、総合的に評価する。 【試験の種類】 1) 定期試験 前期末および後期末の2回、全学的に一定の試験期間を設けて行う試験である。試験実施科目、時間割等については、各定期試験の一週間前までに発表する。試験時間は原則として一科目50分とする。 2) レポート試験 科目によって試験を実施せず、レポート提出によって試験に替える場合がある。 3) 追試験 受験資格のある者が当日やむを得ない理由（病気・公認欠席）で欠席した場合実施される。欠席した理由によっては、減点となる場合がある。 ・公認欠席は取得点の100/100点とする。 ・病気その他の欠席は取得点の90/100点とする。 4) 再試験 科目の評価が合格点に達しない場合、本人の願書を受け、許可した場合に実施する。なお、試験で合格点に達しない者は、その科目は修得できない。

卒業・進級の認定基準
(概要) 1. 進級ならびに卒業認定は、それぞれの認定会議を経て校長がこれを行う。 2. 2年課程における第1学年から第2学年への進級認定は次の基準による。 (1) 当該学年の出席すべき日数の3/4以上の出席 (2) 当該学年の修得科目の合計時間数が800時間以上とし、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、当該学年で履修指定されている資格取得にかかわる厚労省指定科目を含むものとする。 (3) 授業料等の納付金を完納していること。 3. 所定の全課程を修了したことを認められる者には卒業を認定する。認定基準は次のとおり。 (1) 1年課程にあっては第1学年、2年課程にあっては最終学年の出席すべき日数の3/4以上を出席していること。 (2) 修得科目の合計時間数は、1年課程にあっては800時間以上、2年課程にあっては1,700時間以上とする。ただし、2年課程の各学年の1年間の時間数は、800時間以上とする。また、介護福祉学科、社会福祉学科にあっては、資格にかかわる厚労省指定科目の全科目を含むものとする。 (3) 授業料等の納付金を完納していること。 4. 卒業を認定され、かつ2年間で1,700時間以上の科目時間数を修得した者には「専門士」の称号を与える。 5. 進級および卒業に必要な補講が年度内または卒業式前日までに終了しない場合は、その理由が妥当と判断される場合に限り、補講が完了するまで仮進級および卒業延期とする。ただし、その期間の仮進級は6月末まで、卒業延期は年度末までを原則とする。 6. 休学による原級留置者の出席日数および出席授業時数に関しては、前年度分を考慮することがある。 7. 学業劣等で成業の見込みのない者、または正当な理由がなく出席が常でない者が再入学を願い出た場合、校長はこれを許可する場合がある。 再入学願い出のない者については学則による自主退学となる。 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。 8. 進級（卒業）の要件を満たさないために留年した場合は、当該学年配当の全科目を再度履修し、試験も全科目を受験する。成績に関しては、留年した年度の成績が指導要録に記載される。ただし、前年度合格した科目が不合格になった場合は、進級（卒業）認定会議の承認を受けた上で、前年度の成績を優先し不合格とはしない場合がある。また、同一学年の履修は2年を限度とする。
学修支援等
(概要) 担任制を採用することにより、きめ細やかな指導や状況把握を行っている。学科内教員・事務局・学生相談室・保護者との連携のもと、資格取得、実習、就職等に向けての効果的な支援を心掛けている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
23 人 (100.0%)	2 人 (8.7%)	20 人 (87.0%)	1 人 (4.3%)
（主な就職、業界等） 社会福祉施設、病院、福祉関連企業			
（就職指導内容） 就職ガイダンス、就職セミナー、模擬面接			
（主な学修成果（資格・検定等）） 社会福祉主事任用資格、介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修課程、保健医療ソーシャルワーカー、保健児童ソーシャルワーカー、福祉用具専門相談員、レクリエーション・インストラクター			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
53 人	4 人	7.5%
（中途退学の主な理由） 進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） クラス交流会、定期及び臨時の個別面談、学生相談室、ショートホームルームを毎朝実施		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
医療事務 総合学科	160,000 円	900,000 円	30,000 円	校友会費
医療事務 学科		820,000 円	40,000 円	校友会費
介護福祉 学科		1,020,000 円	30,000 円	校友会費
社会福祉 学科		940,000 円	30,000 円	校友会費
修学支援（任意記載事項）				
卒業生・在校生の親族入学優遇制度、卒園児入学優遇制度、特待生制度、北杜学園納付金延納制度、特別納付金延納制度、北杜学園学費提携ローン、高等教育無償化制度、介護福祉学科特別減免制度				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://sif.ac.jp/disclosure/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
自己点検の評価結果について、その客観性・透明性を高めることを目的とする。学校と関係する方（企業等委員及び卒業生）の理解促進や連携協力により、教育活動、学校運営等に係るご助言等を行っていただき、これらの改善を図ろうとするものである。 企業等から参画した委員の意見は、学生により良い教育と環境を継続的に提供し、現場で求められる質の高い専門職業人の養成に直結するので、指摘のあった項目については、教務コンプライアンス委員会等で検討する材料としている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
有限会社 ファーマシーすず 統括本部 統括部長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	企業
医療法人 松田会 介護保険部 部長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	企業・卒業生
株式会社 バイタルケア 代表取締役社長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	企業
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://sif.ac.jp/disclosure/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://sif.ac.jp
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H104391010152
学校名（〇〇大学 等）	仙台医療福祉専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人北杜学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		36人（0）人	29人（0）人	36人（0）人
内 訳	第Ⅰ区分	17人	15人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				－（0）人
合計（年間）				37人（0）人
（備考） 後半期（令和6（2024）年10月～） 支援区分Ⅳ（対象外）3人				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	—	—
計	人	—	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	—
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	—	0人
計	人	—	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。